

公立大学法人公立鳥取環境大学債権管理規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第57号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学(以下「法人」という。)の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、債権管理の適正な取扱いを図ることを目的とする。

2 債権の管理に関して必要な事項については、法令及び諸規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「債権」とは、管理を必要とするもので、大学から役務又は財貨の提供を受け、その対価としての金銭の給付を目的とする法人の権利をいう。ただし、発生と同時に消滅するものを除く。

2 この規程において「債権の管理に関する事務」とは、法人の業務によって生じる債権について調査、請求、督促、保全等の業務に関する事務をいう。

(債権管理事務の総括)

第3条 債権の管理に関する事務は、公立大学法人公立鳥取環境大学会計規則第4条第2項に規定する経理責任者が総括する。

(帳簿)

第4条 経理責任者は、債権を管理する帳簿を備え、債権の発生から消滅までの間、次の各号に掲げる事項を管理しなければならない。

- (1) 債務者の住所及び氏名
- (2) 債権金額
- (3) 債権発生日
- (4) 債権の発生事由
- (5) 債権の種類
- (6) 履行期限
- (7) 入金日
- (8) その他債権を管理するために必要な事項

(履行の請求)

第5条 経理責任者は、債権の発生後、速やかに債務者に債務の履行を請求しなければな

らない。

(督促)

第 6 条 経理責任者は、前条の規定により履行の請求をした債権のうち、履行期限を経過してもなおその全部又は一部が履行されないもの（以下「滞留債権」という。）がある場合には、督促を行わなければならない。

2 前条の請求及び前項の督促の方法は、書面又は口頭による。

(債権の保全)

第 7 条 経理責任者は、必要に応じて、担保の提供を求め、又は保証人を設定することができる。

(保証人に対する請求等)

第 8 条 経理責任者は、授業料に係る債権で、第 6 条第 1 項の規定による督促を行ってもなおその全部又は一部が履行されないものがある場合には、保証人に対し履行を請求することができる。

2 前項の規定により保証人に対して履行を請求するときは、保証人の住所及び氏名並びに請求に係る事由を記載した書面（以下「請求書」という。）を送付する。

(債権の消滅)

第 9 条 経理責任者は、債権に係る金銭の収納があったときは、その債権の内容を確認し、債権消滅の処理を行わなければならない。

(滞留債権の管理)

第 10 条 経理責任者は、四半期毎に滞留債権の調査を行わなければならない。

2 契約責任者は、半期毎に、滞留債権の内容と今後の回収計画を、理事長に報告しなければならない。ただし、滞留債権の状況により、必要に応じて随時、理事長に報告を行う。

(債権の保全手続等)

第 11 条 経理責任者は、第 6 条 1 項に規定する督促又は第 8 条第 1 項に規定する請求をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 担保の付されている債権については、当該債権の内容に従い、競売その他の担保権の実行の手続をとること。

(2) 債務名義のある債権については、強制執行の手続をとること。

(3) 前 2 号に該当しない債権については、訴訟手続により履行を請求すること。

(債権放棄)

第 1 2 条 経理責任者は、債権の回収の可能性がないと判断した場合において、債権金額が少額で取立てに要する費用に満たないと認められるときには、理事長の承認を得て、債権放棄の手続きを行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、公立鳥取環境大学学則第 4 7 条の規定により除籍処分を行った学生に対する債権については、債権放棄に係る理事長の承認があったものとして債権放棄の手続きをすることができる。

(償却処理)

第 1 3 条 経理責任者は、前条の規定により債権放棄をした場合には、債権残高の償却処理を行わなければならない。

(遅延損害金)

第 1 4 条 滞留債権に対しては、債務者の責めに帰すべき事由によらないと認められるものを除き、その債権残高に対し年 5 % の割合で計算した金額を遅延損害金として、その履行期限の翌日から支払をする日までの遅延日数に応じて日割りした金額を債務者に請求することができる。ただし、契約書等により別に定める場合は、この限りではない。

2 前項の規定により計算した遅延損害金の額のうち 1 0 0 円未満の端数は切り捨てるものとし、計算した遅延損害金の額が 1 , 0 0 0 円未満であるときは債務者にその請求を行わない。

3 授業料債権については、遅延損害金を免除できる。

4 債務者からの債務の支払いにおいて、遅延損害金が発生している場合においては、先に元本の支払いに充てる。

(委任)

第 1 5 条 この規程に定めるもののほか、債権の管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 7 年規程第 3 2 号)

この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。